

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第二十七号の二

平成二十六年

四月十一日

金曜日

目次

公 告

○自然環境保全地区の指定の案……………一

公 告

● 自然環境保全地区の指定の案
山梨県自然環境保全条例(昭和四十六年山梨県条例第三十八号)第十条第三項の規定により、次のおり自然環境保全地区を指定するため、その区域を表示した図面等を次に掲げる縦覧場所において、平成二十六年四月十一日から同月二十五日まで公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

名称	区域	縦覧場所
富士山北麓世界遺産景観保全地区	富士吉田市、南都留郡山中湖村、同郡鳴沢村及び同郡富士河口湖町の各一部(次の図に示す部分に限る。) (「次の図」は省略する。)	山梨県森林環境部みどり自然課、山梨県富士・東部林務環境事務所、富士吉田市役所、山中湖村役場、鳴沢村役場及び富士河口湖町役場

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番